

○茅ヶ崎市ケアセンター条例

平成10年9月28日

条例第35号

改正 平成12年3月29日条例第14号

平成13年6月26日条例第20号

平成16年9月29日条例第31号

平成17年12月21日条例第60号

平成18年3月24日条例第15号

平成27年5月22日条例第28号

平成28年12月22日条例第69号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市ケアセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため茅ヶ崎市ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市松林ケアセンター	茅ヶ崎市松林三丁目9番28号
茅ヶ崎市元町ケアセンター	茅ヶ崎市元町10番33号
茅ヶ崎市萩園ケアセンター	茅ヶ崎市萩園1215番地4

(平13条例20・一部改正)

(ケアセンターの管理)

第3条 ケアセンターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(平13条例20・一部改正、平16条例31・全改)

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書にケアセンターに係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(平16条例31・追加)

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、ケアセンターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定を受けて、市内において、同法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）の事業を行っている者であること。
- (2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第5条の規定（医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）の事業を市内において行っている者であること。

- (3) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に係る同法第115条の45の3第1項の指定を市長から受けた者であること。
- (4) 事業計画によるケアセンターの管理が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、ケアセンターの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (6) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。
- （平16条例31・追加、平18条例15・平28条例69・一部改正）

（指定管理者の業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条に掲げる者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言その他の便宜の供与に関する業務
- (2) ケアセンターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- （平16条例31・追加、平17条例60・一部改正）

（休館日）

第7条 ケアセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2日曜日及び第4日曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

（平16条例31・追加）

（開館時間）

第8条 ケアセンターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、午前7時から午後9時までの間で、臨時に開館時間を変更することができる。

（平16条例31・追加）

（利用することができる者）

第9条 ケアセンターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置に係る者
- (2) 通所介護に係る介護保険法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給に係る者
- (3) 旧介護予防通所介護に係る旧介護保険法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給に係る者
- (4) 第1号通所事業に係る介護保険法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の支給に係る者
- (5) 第1号から前号までに掲げる者を現に養護する者
- (6) その他市長が必要があると認める者

（平13条例20・一部改正、平16条例31・旧第4条繰下・一部改正、平18条例15・平28条例69・一部改正）

（利用料金）

第10条 ケアセンターを利用した者（前条第2号から第4号までに掲げる者に限る。次項において「利用者」という。）は、ケアセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第2号に掲げる者 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定

した費用の額（その額が当該通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該通所介護に要した費用の額）に同法第41条第4項第1号に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用の額を加えた額

(2) 前条第3号に掲げる者 旧介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が当該旧介護予防通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該旧介護予防通所介護に要した費用の額）に旧介護保険法第53条第2項第1号に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用（次号において「特定費用」という。）の額を加えた額

(3) 前条第4号に掲げる者 次に掲げるその利用した第1号通所事業のサービスに応じ、それぞれに定める額

ア 旧介護予防通所介護に相当するサービス 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）に特定費用の額を加えた額

イ アに掲げるサービス以外のサービス アに定める額以下の範囲内で、市が定める基準により算定した費用の額（その額が当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）に特定費用の額を加えた額

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（平16条例31・追加、平18条例15・平27条例28・平28条例69・一部改正）

（損害賠償）

第11条 ケアセンターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平12条例14・旧第10条繰下、平13条例20・旧第11条繰上・一部改正、平16条例31・旧第6条繰下・一部改正、平18条例15・旧第12条繰上）

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平12条例14・旧第14条繰下、平13条例20・旧第13条繰上・一部改正、平16条例31・旧第8条繰下、平18条例15・旧第13条繰上）

附 則

1 この条例は、平成10年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 ケアセンターの利用承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

附 則（平成12年条例第14号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の改正規定（同条の表に加える部分に限る。）及び第12条の改正規定（各号を加える部分のうち第2号及び第3号に係る部分に限る。）は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第4条の改正規定（第3号に係る部分に限る。）は平成13年9月1日から施行する。

（平成13年規則第47号で平成13年12月1日から施行）

附 則（平成16年条例第31号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市ケアセンター条例の例により行うことができる。

附 則（平成17年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第28号）

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後の茅ヶ崎市ケアセンターの利用に係る料金について適用し、同日前の茅ヶ崎市ケアセンターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第69号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後の指定管理者の指定のために必要な行為は、同日前においても、第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市ケアセンター条例の例により行うことができる。この場合において、同条の規定による改正後の茅ヶ崎市ケアセンター条例第5条第2号中「附則第11条」とあるのは「附則第14条第2項」と、同条第3号中「に係る同法第115条の45の3第1項の指定を市長から受けた者」とあるのは「を行う能力があると認められる者」とする。

3 第1条の規定による改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後の茅ヶ崎市ケアセンターの利用に係る料金について適用し、同日前の茅ヶ崎市ケアセンターの利用に係る料金については、第1条の規定による改正前の第10条の規定の例による。

4 第1項第2号に定める日以後の指定管理者の指定のために必要な行為は、同日前においても、第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市ケアセンター条例の例により行うことができる。